

## インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている 定点医療機関からのみ患者数は報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると 1医療機関当たりの平均報告数のことです。

全国にはインフルエンザ患者数を報告する医療機関が 5,000カ所、長崎県では 70カ所、長崎市保健所管内に 17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち 1つの医療機関が1週間で何名のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字ですから定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で1週間に 3名のインフルエンザ患者を診療した、ということです。

この数字が1以上ならその地域は流行域に入ったことになり、10以上なら注意報、30以上なら警報となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

平成 28 年の 第 6 週は 2 月 8 日から 2 月 14 日までの週です。長崎県は 46.21 で、依然警報レベル「30」を超えており、前週よりもさらに増加しています。長崎市も 67.06 と、さらに上昇を続け、警報レベルの 2 倍以上となっています。長崎県では全ての地区で前週より増加していました。インフルエンザは猛威をふるっています。十分な休息、手洗い、うがいを心掛けてください。のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、筋肉痛・関節痛がみられたら早めに医療機関を受診してください。

